

地区連合会登録担当者表彰要項

(目 的)

第1条 北海道におけるホルスタイン種牛登録の重要性に鑑み、登録の普及推進および指導の充実をはかるため、この要項により地区連合会登録業務担当者の表彰を行う。

(表 彰)

第2条 表彰は次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 日本ホルスタイン登録協会制定の登録委員規程により登録委員として委嘱を受けているもの。
- (2) 管内の酪農振興につとめ、特に登録事業における普及推進と指導の貢献が顕著であるもの。

(表彰者の決定)

第3条 表彰を受けるものの数は毎年度1～2名程度とする。

2. 功績のあったものの中から北海道ホルスタイン農業協同組合が審査し決定する。

(賞)

第4条 表彰は賞状ならびに副賞を贈呈する。

(表彰期日)

第5条 表彰は毎年度1回行う。

2. 表彰の期日・場所については組合長が定める。

附 則

この要項は平成 7年11月 1日より施行する。

平成17年10月18日改正

平成21年 2月16日改正